

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について</p> <p>1-1 被災者住宅再建支援制度の拡充について</p> <p>東日本大震災津波による被災者が住宅を再建するため、被災者生活再建支援法により最大300万円の給付がなされている。これに合わせて県でも平成24年度から「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」による各種補助金制度により、再建しようとする被災者を支援しているところである。</p> <p>しかし、震災復興工事の増加による建築工事に従事する作業員の不足やそれに伴う人件費の増加、住宅の基礎等に使用する生コンクリートをはじめとする建築資材の不足により建設費の高騰が生じ、再建したくても踏み切れない被災者が数多くいるのが現状である。</p> <p>については、「被災者住宅再建支援事業」及び「生活再建住宅支援事業」制度の更なる拡充により、被災者の住宅再建を後押しするよう要望する。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望してきたところですが、国では、個人の資産形成につながる更なる支援については、慎重な姿勢を取っているところです。</p> <p>このため、県では、要望の実現に向けて、限られた財源の中で、100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を市町村と共同で実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自での更なる支援の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援制度の支援額の増額などによる支援の拡大を、引き続き強く要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p> <p>復興局</p>	<p>建築住宅課</p> <p>生活再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について 1-2 JR山田線の早期復旧について 東日本大震災津波で被災し運休が続いているJR山田線宮古・釜石間は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図るうえで重要な交通基盤となっており、三陸沿岸地域の復興を実現するためにも、早期の復旧が強く望まれている。</p> <p>平成26年12月、県、沿岸12市町村及び三陸鉄道は、JR東日本からの「山田線復旧後の三陸鉄道への移管」という提案の受入れに合意し、鉄道復旧の方向が固まった。</p> <p>現在、県、沿線4市町が中心となって、鉄道施設の強化や資産の譲渡範囲などJR東日本との協議を続けているところであるが、沿線12市町村で協議すべき事項や国の支援を要する事項など協議事項は多岐に渡ることから、鉄道の早期復旧に向けて協議を加速させる必要がある。</p> <p>また、三陸鉄道移管後の運営を安定させるためには、大規模災害に対する国の支援制度の拡充も強く望まれる。</p> <p>については、JR山田線の早期復旧を図るため、関係者間の協議や国に対する要望活動などについて、引き続き県が中心となって取り組むとともに、国への要望として大規模災害に対する国の支援についての現行法の見直し等、制度の拡充を求めるよう要望する。</p>	<p>JR山田線については、一日も早い全線一括開業を目指す方針としており、現在、移管協力金や車両の提供時期・方法、復旧する鉄道施設の仕様等について、関係者間で協議・調整を行っているところです。</p> <p>引き続き、沿線市町及び三陸鉄道と連携し、南北リアス線沿線市町村の意見も聞きながら、早期の鉄道復旧や自治体の負担の軽減、復旧後の持続的な運営といった観点に立って協議・調整を進めていきます。</p> <p>また、災害復旧における国の支援制度の拡充については、本県も構成員となっている第三セクター鉄道等府県協議会を通じて、国に要望しているところであり、今後においても引き続き要望していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について 1-3 被災者の心のケアの充実について 阪神淡路大震災で被災した兵庫県では、発災の3年後に被災者のPTSD(心的外傷後ストレス障害)がピークに達したと言われ、本県でも同様にPTSDの発症が数多く報告されている。 県においては、震災後「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災者の心のケアに努めてきたが、年々相談件数は増えており、今後の相談体制の充実が求められている。 また、被災地の学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、被災した子どもたちの様々な相談に対応してきたところであるが、人員不足によって十分な対応ができていないという指摘があり、今後更なる増員が求められている。 ついては、被災者の精神的な負担を取り除き、一日も早い心の復興を進めるため、「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図るよう強く要望する。</p>	<p>被災者のこころのケアについては、今後、応急仮設住宅からの転居等の生活環境の変化に伴うストレス等に対応するため、専門家による支援を継続するとともに、人材育成やネットワークづくりを通して、一人ひとりがこころの健康を大切にする地域づくりを推進し、長期的に被災者を支援していきます。 震災により心に傷を負った子どもたちの心のケアについては、平成23年6月から宮古、釜石、気仙地区に「子どものこころのケアセンター」を開設し、県内外の専門医による相談活動を実施してきました。 平成25年には、中長期的に子どもの心のケアを実施していくための拠点として岩手医科大学に委託し、「いわてこどもケアセンター」を開設しました。同センターでは、矢巾町に開設した児童精神科クリニックと沿岸3地区への巡回診療により、震災でトラウマを持った子どもたちへの認知行動療法などの専門療法を実施したり、地域の支援者への研修会の開催等を一体的に実施しているところです。 増加する受診者に対応し、個別かつ専門的なケアを提供していくため、児童精神科医や臨床心理士等の専門職スタッフの確保・養成や全国医学部長・病院長会議を通じた専門医の派遣要請により、今後も被災した子どもたちの成長に寄り添い、地域の保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図りながら、子どもたちへの心のケアを継続していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課、子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー】 被災地の学校へは、これまでもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行ってきたところですが、人材の確保に大きな課題があります。今後は、関係団体と連携しながら、幅広く人材を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-1 結婚支援策の充実について</p> <p>未婚化・晩婚化が進行する中、今年10月、県が結婚を望む若者を支援するため「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」を設置したことは高く評価する。</p> <p>しかしながら、県民の認知度はまだまだ低く、市町村や結婚支援団体の理解も深まっていない状況が見受けられ、今後一層の周知と理解を得る取組が必要となっている。</p> <p>また、センターが設置された県央部、沿岸部以外の地域、特に県南部の住民からは盛岡までの移動に時間と経費を要するため利用し辛く、同様のセンターを県南部にも設置して欲しいとの要望も寄せられている。</p> <p>については、今後県民に対する周知に一層取組むとともに、振興局単位にセンターを設置するなど、事業の効果的な運営が図られるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」の周知については、ホームページや、テレビ、ラジオ、各種情報誌、報道機関への情報提供など、多様な媒体を活用したり、企業訪問を行ってi-サポを紹介するなど、広く周知に努めてきたところです。また、i-サポの運営委員会の構成団体においても、ホームページや広報誌等を活用して周知を図っています。</p> <p>今後においても、会員登録の状況を踏まえ、結婚を願う方々にi-サポを知っていたたけるようより一層の周知に努めていきます。また、県民等の理解促進に向け、i-サポの利用方法等をわかりやすく紹介する動画を新たに制作しホームページで紹介することとしています。</p> <p>i-サポの設置にあたっては、円滑にマッチング事業が行える運営ノウハウを確立することや、相談対応を行う結婚コーディネーターの養成及びスキルアップを図ることなど、速やかな事業実施を最優先としながらも、本県の広い県土を考慮し、県民の利便性の向上を図るため、盛岡市と宮古市の2か所でスタートしたものです。</p> <p>開設から4か月が経過し、センターにおけるマッチング事業の基本的な対応ができるようになったことから、内陸地域に比べセンターまでの移動時間が長い沿岸地域において、会員登録、お相手検索などを行う出張サービス「おでかけi-サポ」を1月31日から実施しています。</p> <p>当面は、2か所のセンターを拠点に「おでかけi-サポ」も実施しながら運営ノウハウを蓄積するとともに、県民等の利用状況やニーズ、構成団体の意見も踏まえ、より良いセンター運営を検討していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-2 子どもの医療費助成の拡充について</p> <p>子どもの医療費助成については、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の多くの自治体が行っており、本県においても支援の内容は異なるものの全ての市町村が実施しているところである。</p> <p>県においても、現在、未就学児までの通院費と小学校卒業までの入院費を助成しており、来年8月からは「現物給付方式」にすることとしたことは高く評価するところである。</p> <p>しかしながら、一人親世帯の増加や、厳しい経済情勢の中、子どもの貧困問題が深刻化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてもこれまで以上の取組が求められている。</p> <p>また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは好ましいことではなく、多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられている。</p> <p>については、市町村とともに全市町村統一の医療費助成制度創設を検討するとともに、他県でも進められている中学校卒業までの医療費助成の拡大と、国に対し財政負担措置を働きかけるよう要望する。</p>	<p>人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、県では市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を行うこととしたところであり、現在その取組を進めているところです。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであり、平成27年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>国においては、現在、子どもの医療制度の在り方等に関して、有識者による検討会を設置し、見直しに向けた検討を行っているところであり、その動向を注視し、今後の状況を見極めながら、国に対する働きかけに積極的に参加していきます。</p> <p>なお、中学校卒業までの対象年齢の引上げに約5億円と、多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、助成対象の更なる拡充は直ちには難しいと考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-3 企業による子育て支援の取組の促進について</p> <p>子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と支援が必要不可欠である。</p> <p>平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業の一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされている。</p> <p>本県では、101人以上の企業の策定率は100%であるが、100人以下の企業の多くが策定していないのが実情である。</p> <p>他県では、県が条例を制定し51人以上100人以下の企業にも策定を義務付けているところもあり、企業の理解も進んでいると聞く。</p> <p>については、常時雇用労働者100人以下の企業が多い岩手においても企業の子育て支援を進めていくために、県において100人以下の企業にも策定を義務付ける条例を制定するなど、企業による子育て支援を進めるよう要望する。</p> <p>併せて、「子育て支援の店」登録制度や、「いわて子育てにやさしい企業等」認定事業の更なる推進を図るよう要望する。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では税制優遇措置に加えて、仕事と家庭の両立支援に取組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む普及啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>雇用対 策・労働 室</p>	<p>A 提言 の趣旨 に沿って 措置</p>
	<p>「いわて子育て応援の店」については、子育て支援情報を掲載したホームページである「いわて子育てらんど」による周知のほか、商工団体を通じた会員への周知に取組んでおり、更に「子育て応援の店」ガイドブックを配付するなどにより、事業者や子育て家庭などに向けて広く情報発信していきます。</p> <p>また、「いわて子育てにやさしい企業等」認証については、広域振興局が中心になっての企業訪問による周知や、一般事業主行動計画を策定した県内企業等への広報用リーフレットの配付を行っているところであり、引き続き取組の充実・強化を図っていきます。</p>	<p>保健福祉 部</p>	<p>保健福 祉部</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-1 地域医療体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を進めるため、昨年11月に「地域医療構想ガイドライン」を示し、都道府県に対して構想区域である2次医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた構想を策定するよう義務付けた。</p> <p>これを受け、本県においては、関係機関・団体の意見を聞きながら「地域医療構想」の年度内策定を進めているところである。</p> <p>この構想においては、2025年度時点の望ましい病床数など、医療費削減に関することに関心が向きがちであるが、最も大切なのは、医師・看護師等の医療資源が不足する中、公立病院と民間病院がどのように連携を図り地域医療を守っていくかであり、構想にそのあるべき姿を示し、関係機関・団体が一体となって実現に向けた取組を進めることである。</p> <p>また、本県の地域医療の中心的役割を果たしてきた公立病院においても、新たな「公立病院改革ガイドライン」で示された「経営の効率化」「再編ネットワーク化」「経営形態の見直し」「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の中で、地域医療構想に沿った一層の取組を進めていかなければならない。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に地域医療連携を進めるとともに、「公立病院改革ガイドライン」で示す、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取組み、安定した医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>県では、現在、地域医療構想の策定に取組んでいるところであり、構想の策定後は、その実現に向け、構想区域ごとに医療関係者や市町村等を構成員とした「協議の場」を設置し、構想で定める病床機能ごとの必要病床数や在宅医療体制等を確保していくための具体的な方策について協議を行い、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、病床機能の分化と連携を推進していくこととしています。</p> <p>また、公立病院改革の推進については、平成27年3月に国が策定した新たな公立病院改革ガイドラインに沿って、今後、病院事業を行っている自治体が、地域医療構想やその実現に向けた地域の医療関係者等による協議などを踏まえて、新しい公立病院改革プランを策定していくことになり、病院の再編・ネットワーク化についても、その中で当該自治体が主体的に検討していくべきものと認識しています。県では、公立病院の開設者や管理者が同改革プランを策定するに当たり、地域医療構想との整合に関する助言等を行っていくこととしています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>3 地域医療の確保について</p> <p>3-2 県立病院の医師・看護師の確保について</p> <p>全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ産婦人科については深刻で、多くの県民からも心配の声が寄せられている。</p> <p>他の診療科でも非常勤化が進むなど、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、かつ医師不足は常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招き、経営悪化の流れにもつながる。</p> <p>また、看護師の職場環境も夜勤・交代制労働の中、離職者が多く、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師の確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上の取組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>医師の不足については、県においても深刻に受け止めていますが、派遣元である大学の医局においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>今後においても、引き続き関係大学に医師の派遣を要請する他、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置など医師の確保に取組むとともに、医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努め、可能なものから随時実施していくこととしています。</p> <p>看護師が働きやすい環境の整備に向けて 各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充することとしていきます。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴い不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っています。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室、職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-1 いじめ対策の強化について</p> <p>昨年3月滝沢市で、今年6月には矢巾町でいじめを苦にしたと思われる中学生の自殺事件があり、県民に大きな衝撃を与えた。本県で2年続けてこのような事件があったことを我々県民は重く受け止め、県民一丸となって再発防止に努めていかなければならない。</p> <p>これらの事件を受け、県ではいじめの再調査を行うとともに、総合教育センターにおいて「いじめ問題防止・対応マニュアル」を作成するなど、再発防止に努めてきたところである。</p> <p>しかしながら、情報化社会の進展などにより子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、いじめ対策が社会の変化に追いついていないのが現状であり、学校のみならず家庭、地域も巻き込んだ不断の取組を進めていかなければならない。</p> <p>については、いじめ防止の啓発や、児童生徒に対するいじめ調査を定期的に行うとともに、「いじめ問題防止・対応マニュアル」の活用促進など、いじめ防止対策を強力に進めるよう要望する。</p>	<p>これまでも各学校等に対しては、いじめに係るアンケート調査を複数回実施し、いじめの早期発見・早期対応を求めてきました。今後は、学校いじめ防止基本方針の検証と適切な見直しや、学校いじめ防止基本方針に基づいた定期的ないじめに係るアンケート調査の実施、教員研修における「いじめ問題防止・対応マニュアル」の活用を促進する等により、各学校において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組が進むよう努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-2 県立高校の再編について</p> <p>少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。</p> <p>特に高校生は、地域の産業を担い、ふるさとを守る人財として大いに期待されている。また、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも、地元の高校生が参加し活躍している。</p> <p>地域産業や地域社会の維持発展と若者の地元定着を図るためには、地域の高校を支えていくことが極めて重要であると考えます。</p> <p>しかしながら、これまで地域と結びついて地域の人財育成を担ってきた地域の高校において、出生数の減少に伴い小規模化が進行している。</p> <p>県においては、現在、平成27年4月に改定した「今後の高等学校教育の基本的方向」に基づき、新たな高校再編計画の策定作業を進めているが、再編計画策定にあたっては、広く住民の意見を聞きながら慎重に対応するとともに、地域資源を活かした特色ある学校・学科の配置についても考慮するよう要望する。</p>	<p>平成27年12月に公表した「新たな県立高等学校再編計画(案)」では、県民の皆さんから広く意見を伺うため、同再編計画案の公表までに、延べ1,000人超の参加で50回超、公表後も延べ900人弱の参加で約30回にわたり、県内各地で説明、意見交換の場を設けてきたところです。こうした場でいただいた統合する場合であっても生徒の選択肢を維持してほしいといった意見を踏まえ、各地域においてできる限り既存の学科を維持する内容としています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4 教育の向上について 4-3 情報モラル教育の推進について 全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。 今年の4月から9月にかけて、県総合教育センターが行った調査では、高校生の所持率が98.4%であり、文科省が今年4月に行った「全国学力・学習状況調査結果」によると、中学3年生の所持率が67.9%、小学6年生は45.5%に達していることがわかった。 スマートフォンは、情報化社会においては便利だと言われている反面、様々な害も指摘されており、特にもスマホ依存による健康への害や、「ライン」と言われるアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。 これらに対処するために、県では平成20年度から総合教育センターにおいて情報モラル教育を進めているが、他県では、夜9時以降はスマートフォンやゲーム機を使わないなどの共通ルールをもうけるなど、県が主導的に規制をかける取組が進められている。 ついては、様々な悪影響を及ぼすスマートフォン等から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールをもうけるなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、児童生徒の主体的な判断をもとにした情報モラルの向上が重要であると考えています。今後も、各学校において情報モラル教育を進めるとともに、総合教育センターにおいて開発した体験型の教材を用いた情報モラル教育の推進に努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-4 35人以下学級の拡充について</p> <p>近年の社会状況等の変化により、学校では一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が求められており、また、現行の学習指導要領は、授業時数や指導内容が増加している状況にある。</p> <p>更に、障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたちへの対応に加え、いじめや不登校など生徒指導の課題も顕著になっている。</p> <p>このような課題の解決に向けて、少人数学級の推進など計画的な定数改善が必要となっている。</p> <p>また、我が国は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためにも、少人数学級の着実な推進が求められているところである。</p> <p>現在、法令に基づく35人以下学級の実施は、小学校1年生までにとどまっているが、本県では厳しい財政状況の中にあっても、小学校1～4年生、中学校1年生で35人以下学級を実施していることは評価するところである。</p> <p>しかしながら、教員の負担は年々増加し、学力向上の取組にも支障が出ている状況であり、これらを解消するためにも、35人以下学級の高学年への拡充が必要と考える。</p> <p>については、子どもたちに学力向上のみならず、豊かな人間形成が図られるためのきめ細かな教育を施すことができるよう、35人以下学級の対象学年の拡充を強く要望する。</p>	<p>生徒数の減少に伴う学級数の減少等により県全体の教職員定数は減少し、国からの加配定数も削減の傾向にあり、教職員の増員は難しいところではありますが、今後も国の標準法に基づきながら各学校の教職員定数を定めた上で、各学校の特色、現状等を勘案し、教職員の加配等を含め、適切な教職員配置に努めていきます。</p> <p>また、県内の小中学校35人以下学級については、これまで小学校では小学1年生から小学4年生まで、中学校では中学1年生を対象に実施してきたところです。平成28年度はこれに加えて、思春期に安定した学校生活を送れるよう中学2年生にまで拡充して実施することとしています。これらは、国からの加配定数を活用しているもので、今後の他学年への拡充については、国の動向を注視しながら検討していきます。</p> <p>学級編制については、国が制度化し、適切に進めることが安定した教育成果につながることから、今後も国に対して要望していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>5 国際リニアコライダの誘致促進について</p> <p>平成25年8月、ILCの国内建設候補地が北上高地に一本化されたところであるが、国は日本学術会議の提言を受け、有識者会議を設置し専門的な見地から議論を行っているところであり、先頃その中間取りまとめを行い、最終報告の時期が示されたところである。</p> <p>東北地方では加速器関連技術を用いたプロジェクトが順次計画されており、加速器関連産業の集積が進み、そのプロジェクトの集大成としてILCの建設が実現すれば、国際的な科学拠点として日本が世界に大きく貢献することが期待される。</p> <p>しかしながら、県内においては関心が低い地域もあり、今必要なことは、限りない可能性を秘めたILCによる恩恵を県全体が享受できるようにし、それを広くPRしていくことがILCに対する理解を深め、県全体でILCを誘致する機運を醸成することにつながると考える。</p> <p>については、ILCの日本誘致の方針を早期に決定し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を着実に進めるよう国に働きかけるとともに、県全体がILCの恩恵を享受できるような広域的なまちづくりビジョンを県民に示し、県全体で強力に推進するような体制づくりを進めるよう一層の取組を要望する。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係機関と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところです。</p> <p>県としては、国等に対しILCの国内誘致の方針を早期に決定するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるよう強く要望してきました。</p> <p>また、講演会の開催や、県政番組などにより、ILCに対する県民の理解増進に努めています。さらに、県庁内のワーキンググループや関係自治体等によるILCまちづくり検討会において広域的なまちづくりについて検討を進めているところです。</p> <p>引き続き、岩手県国際リニアコライダー推進協議会等の関係団体と連携し、ILCの実現を目指していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>科学ILC推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について 6-1 農業の担い手確保について 少子化・高齢化の進行に加え、厳しい農業情勢が続く中、農業の担い手不足が深刻な問題となっている。 認定農業者など地域農業を担う農業者も高齢化しており、今後農業農村を守っていくためにも、若い担い手の確保が急務である。 国も、新規就農者に対する経済的支援などの対策を講じてきたが、現実に農家出身者以外が農業を開始するまでに農地や住宅の確保が難しいこと、また、農業機械等の購入資金の確保も支障となっていることから、担い手となる若い農業者が増えないのが現状である。 ついては、新規就農者を確保するため、新規就農者向け農業機械のリース事業の創設など、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るよう要望する。</p>	<p>県では、県農業公社を青年農業者等育成センターに位置付け、新たに農業を営もうとする青年等に対し、就農情報の提供や助言等を行う総合窓口として、一連の支援対策を関係機関・団体との連携のもとに実施しています。 また、地方段階では、県、市町村、JA等を構成員とする各地方担い手育成推進協議会が、就農希望者の諸条件や意向に応じて、就農・定着できるよう、就農相談、就農計画の作成支援、技術や経営向上のための研修、機械・施設等の取得のための融資相談などの支援をしています。 本年度は、新規就農者が地域の経営資源(中古の農業用機械、パイプハウス等)を継承する場合、取得経費の2/3を助成する事業(助成上限額70万円)を創設し、初期投資に対する負担軽減に取組んだところであり、就農者の方から多くの事業要望をいただいています。 今後は、こうした取組に加え、JA生産部会等と連携し、部会役員等が農業研修生を受入れ、遊休化している施設・農業用機械の斡旋や就農後も継続した支援を行うなど、地域が主体となって新規就農者を確保・育成していく取組を拡大し、非農家出身者も含め、より多くの就農希望者が、地域の担い手として定着できるよう支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について 6-2 農地集積の促進について 平成26年度から始まった農地中間管理機構による農地のあっせん事業は、今年で2年目を迎えたわけであるが、全国的に貸付面積の年度目標が未達成となっている中で、本県では初年度の農地の貸付面積が目標面積の2,000ヘクタールを超える2,359ヘクタールに達し、一定の評価がなされている。</p> <p>しかしながら、最終年度である平成35年度の目標面積11万9,000ヘクタールにはまだ遠く、今後も取組の強化を図っていかねばならない。</p> <p>そのような中、農地中間管理機構が借り受けたものの、受け手が見つからない農地については、契約を解除することとなり、その結果、耕作放棄地となってしまうことが懸念されている。</p> <p>については、借受希望者を確保するための支援措置を創設するなど、農地集積が図られるよう一層の取組を要望する。</p>	<p>中山間地域等の条件不利地について、受け手が借り受ける農地の耕作条件を改善するため、国の農地耕作条件改善事業等を活用し、急勾配、農地分散などの条件を勘案したきめ細かな基盤整備を実施しているところです。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員会においては、新たに「農地利用最適化推進委員」を設置することとされており、農地中間管理機構と密接に連携しながら、農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消等に係る取組を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について</p> <p>6-3 林業の担い手確保について</p> <p>県産材の取引価格は1980年代がピークであったが、徐々に下降線をたどり、現在はピーク時の3分の1程度になっており、我が県の林業情勢は依然として厳しい状況である。</p> <p>そのようななか、近年のバイオマス発電の普及、そして先頃本格稼働した大規模な合板工場の立地によって需要増が期待され、明るい兆しも見えている。</p> <p>しかしながら、2010年の国勢調査によると、全国の林業従事者は約51,000人で、昭和35年の約44万人から大幅に減少している。本県でも、平成25年度の年間60日以上の林業従事者は2,098人ととどまり、今後岩手の林業振興を図っていくうえで、担い手の確保が重要な課題となっている。</p> <p>については、今後見込まれる林業従事者の不足への対応、森林経営の長期的なプランニングができる人材の育成・支援のために、県農業大学校に林業学科を新設するなど、担い手確保に積極的に取組むよう要望する。</p>	<p>県では、これまで、岩手県林業労働対策基金と連携し、様々な林業担い手確保対策を実施してきましたが、近年、大規模な木材加工施設や木質バイオマス発電施設の整備が進むなど、木材需要の増大に伴い、林業の現場で活躍できる技術者のさらなる確保・育成が求められています。</p> <p>このため、就業希望者が林業の知識や技術を体系的に習得できる、研修型の人材養成機関として、「いわて林業アカデミー」を林業技術センターに設置することとし、平成29年4月の開講に向け準備を進めています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について</p> <p>6-4 松くい虫被害対策の強化について</p> <p>県の木でもあるナンブアカマツは、わが県の木材産業を古くから支えてきた重要な樹種となっている。</p> <p>ところが、昭和54年に本県で初めて松くい虫の被害が確認されてからは被害が急速に拡大・北上し、県南部のアカマツ林は壊滅的な状況となっている。</p> <p>現在、県央部まで被害範囲が拡大し、被害先端地域にある自治体では被害拡大防止のための懸命な取組が行われている。</p> <p>しかしながら、地球温暖化によるマツノマダラカミキリの生息範囲の拡大や、森林所有者の森林への関心の低下による手入れ不足のアカマツ林の増加などにより、被害範囲の拡大に駆除が追いつかず、これまで被害がなかった県北部にまで被害が広がることが危惧される。</p> <p>県北部は、森林の多くがアカマツ林であり、松くい虫の被害拡大は、地域の林業関係者に大きな打撃を与えるだけでなく、本県の林業生産活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、県においては、国、市町村との連携を強化し、一体となって松くい虫被害の終息に向けて総合的な被害対策に取り組むとともに、市町村に対する独自の補助制度の充実強化及び予算の確保を図るよう要望する。</p>	<p>県では、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域での徹底的な駆除、被害まん延地域での樹種転換や被害材の利用促進及び重要な松林の予防措置等、被害状況に応じた総合的な防除対策を、国、市町村及び関係機関が一体となって推進しています。</p> <p>被害先端地域の市町村に対しては、補助事業に加え、引き続き市町村負担の無い「大臣の命令」及び「知事の命令」に係る駆除を実施しています。また、県単独事業として、これまで行ってきた「いわての森林づくり県民税事業」の「松くい虫クリーンアップ処理」に加え、平成28年度から被害がまん延した松林を広葉樹林化する「松林の広葉樹林化促進」を当初予算に計上しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7 放射能汚染対策について</p> <p>7-1 風評被害対策の推進について</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響により、本県は農林水産業や製造業、観光業など産業全般にわたって大きな影響を受けている。このことから、国・県においては、食品中の放射性物質の新たな基準を設けるなどして、安全、安心の確保に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、これまでに県内産農林水産物等の一部から基準値を超える放射性物質が検出されたこともあり、国の示した暫定許容値以下であっても根拠のない風評により、震災からの復興を目指す農林漁業者等に悪影響を及ぼしている。</p> <p>については、放射性物質濃度の検査体制及び農林水産物の生産環境の安全確保などの取組を継続するとともに、県内の農林水産物の安全性をアピールし、風評被害防止に万全を期されるよう要望する。</p>	<p>県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の「検査計画」を策定し県産農林水産物の検査を行い、安全性を確認、公表しており、今後とも検査結果の公表による消費者への情報提供に取り組んでいきます。</p> <p>また、県産農林水産物の安全・安心をPRするポスターの作成、雑誌への記事掲載、Webサイトによる情報発信、県産食材を提供する飲食店での情報発信、生産者が参加する首都圏でのPRイベントの開催の他、県内市町村や生産者団体等が行う風評被害払拭に向けて行う安全・安心をPRするフェア開催を支援するなど、今後とも消費者の信頼を確保し、県産農林水産物の販路回復・拡大に向けた取組を行っていきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、毎年度策定する「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内産農林水産物等の流通食品や、野生山菜・野生きのこの放射性物質濃度の検査を実施し、その結果を県のホームページで随時公表しています。</p> <p>また、放射能等への正しい知識と理解の向上を図り、放射性物質汚染による食品の安全性に対する県民の不安解消を図るため、食の安全安心リスクコミュニケーションや出前講座を開催するとともに、ホームページ等を活用した情報提供にも努めてきました。</p> <p>今後も引き続き、ホームページ等での情報発信や出前講座等による普及啓発を実施します。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
<p>7 放射能汚染対策について</p> <p>7-2 放射性物質により汚染された農林産物対策について</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質によって生産中止を余儀なくされた原木しいたけは、一部出荷制限が解除された生産者はいるものの、依然として風評被害から価格の低迷が続いており、また、原木の供給不足や価格の高騰などが生産再開に向けた取組の障害となっており、しいたけ生産者は苦境に立たされている。</p> <p>更に、稲わら、牧草、堆肥、ほだ木等の早急に処分すべき農林業系汚染廃棄物を大量に抱える市町村は、その保管と処理に苦慮しており、この状況が続けば農林業のみならず、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねない状況となっている。</p> <p>については、一日も早く原子力発電所事故前の正常な状況下での生産・流通に取組めるよう、原木しいたけ生産農家に対するつなぎ資金の貸付限度額の引き上げや、安全な原木しいたけ栽培に必要な生産農家の掛かり増しする労力等への支援、来年度の植菌に向けた汚染されていない原木確保のための検査や指導の充実など、生産農家の支援を図るよう要望する。</p> <p>併せて、汚染された稲わら及び堆肥などの農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う施設の維持補修助成や、販売できない乾しいたけ、一時保管されているほだ木及びほだ場から除去される落葉層の適切な処分に関する全面的な支援など、農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた支援を要望する。</p>	<p>生産者の経営の安定を図るため、県では平成24年度に「原木しいたけ経営緊急支援資金」を創設し、平成26年度から、原木価格の高騰に伴う掛かり増し経費を貸付対象に追加するとともに、現在、原木価格の高騰に対応し、貸付限度額の引上げについても検討を進めているところです。</p> <p>また、安全な原木しいたけ生産に係る生産者の負担軽減のため、県が全額費用を負担し、原木・ホダ木・しいたけの放射性物質検査、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層除去や跳ね返り防止資材の敷設のほだ場環境整備を実施しており、引き続き、必要な支援を継続していきます。</p> <p>さらに放射性物質低減のための栽培管理の取組として、泥や林内雨を原木やホダ木に付けないようにする防水性シートや遮光ネット等の資材の設置が東京電力の賠償対象として認められていますが、現在、生産者の労務も考慮した賠償が可能となるよう、具体的な賠償スキームについて、東京電力と協議をしており、スキームが確定しだい、関係者にお知らせします。</p> <p>安全な原木の確保については、引き続き、県内の原木林や、生産者が入手する原木等について、迅速に放射性物質濃度検査を実施する体制を維持するとともに、岩手県森林組合連合会等の関係団体と連携し、広域的な需給調整を行い、県内外の原木供給業者に協力要請するなど、安全な原木を生産者に供給できるよう取組んでいます。</p> <p>出荷制限により販売できず保管されている乾しいたけ及び一時保管されているほだ木については、一般廃棄物として最終処分することとされており、その処理経費については、国の「農林業系廃棄物の処理加速化事業」で対応いただいているところです。</p> <p>また、ほだ場から除去された落葉層の取扱については、国から方針が示されていないことから、引き続き早期提示について国に働きかけていくとともに、関係市町と連携しながら、具体的な管理方法等について国と協議を行っていきます。</p> <p>放射性物質に汚染された農林業系汚染廃棄物については、その焼却処理が長期化していることから、一時保管施設の維持補修経費について損害賠償の対象とされるよう東京電力と協議を進めているところです。また、農林業系汚染廃棄物の処理に必要な費用について国に財政的支援を継続するよう要望しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産部</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	課名	反映区分
	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系副産物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>8 県が出資する団体等の経営健全化について</p> <p>県が出資する団体や企業の多くは、低迷する経済情勢の中で厳しい経営を強いられている。</p> <p>特に岩手県競馬組合においては、関係者の努力によって収支均衡が図られてはいるものの、入場者数は年々減少し、自場発売額も伸び悩んでいることから、今後一層の改革と経営努力が求められる。</p> <p>また、いわて銀河鉄道においても、JR北海道新幹線の開業による大幅な収入減が見込まれるなど、今後の経営が危惧されており、企業としてのこれまで以上の経営努力は勿論、株式の50%を所有する県として、経営に対する厳しい監視や、経営改善のための助言や指導が必要と考える。</p> <p>については、県が出資する団体や企業の経営についても、県事業の一部であるという認識をこれまで以上に強く持ち、それぞれの自主性を尊重しつつも、健全経営のための監視や指導を適切に行うよう強く要望する。</p>	<p>県出資等法人が、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県民の負担を招くことのないように、継続的な改善の取組が求められているところです。</p> <p>県としては、毎年度の運営評価制度を通じて、法人の果たすべき役割や課題を明らかにし、復興に向けた法人と県の施策の連携強化に努めるなど、引き続き、法人の運営改善に向けた取組を進めていきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置